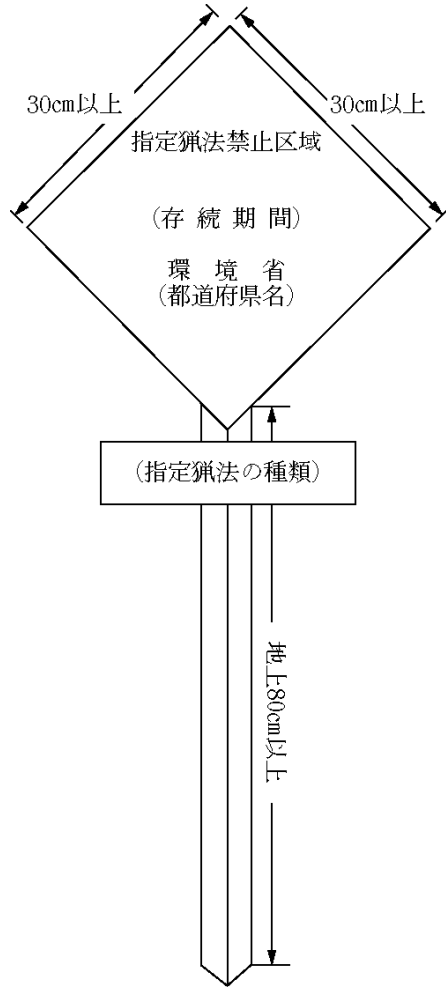


様式第四(第十六条関係)



備考

- 一 立木竹等に固定させる場合にあつては、地上一五〇cm以上の場所で固定させること。
- 二 支柱を用いる場合にあつては、支柱の地上部分の長さは八〇cm以上とし、支柱の先端部分は、地中に埋め込むか、又は、コンクリート等で包み込むことにより移動しないようにすること。
- 三 制札への英語表記は必要に応じて行うものとし、表記を行う場合の英文は次のとおりとする。
指定猟法禁止区域 Designated Way of Hunting Prohibited Area
※指定猟法の例
鉛製散弾の使用禁止 No Hunting with Lead Shot
四 制札にシールを用いる場合にあつては、容易に剥離、汚損及び色あせしない素材とすること。
- 五 既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合であつて、当該制札を容易に視認できる場合の当該制札の寸法については、この限りでない。